

優良自動車整備事業者認定規則の運用について（依命通達）

第2表 特殊整備工場【車体整備作業（一種）及び車体整備作業（二種）】

種別	番号	要 目	車体整備作業（一種）	車体整備作業（二種）	備 考
A	1	工 員 数	5人以上	3人以上	車体整備作業に従事する工員数
	2	整 備 士 数	2人以上	2人以上	自動車車体整備士
B	1	屋内現車作業場	60㎡以上	50㎡以上	現車についての車体整備作業を行う場所のみとし、最低1両分の塗装作業場を含み、その他の作業場、完成検査場、及び洗車場を除く
	2	その他の作業場	◎	—	機械加工、木工、鍛冶等の各作業場、機器は一箇所に集中されなくてもよい。
	3	車 両 置 場	a×0.3以上	a×0.3以上	屋内、屋外を問わない。 aは当該事業場の屋内現車作業場の面積
	4	完 成 検 査 場	○	○	屋内
	5	洗 車 場	○	○	
C	1	洗 車 機 器	○	—	スチーム・クリーナ、カーワッシャ等
D	1	アーク溶接機	○	○	ガスシールド・アーク溶接機を含む。
	2	点 溶 接 機	○	○	ガスシールド・アーク溶接機がある場合にはなくてもよい。
	3	ガ ス 溶 接 機	○	○	
	4	車 枠 矯 正 装 置	○	—	自動車を固定し、車枠の曲り、ねじれ等の点検、修正及び検査ができるもの。
	5	車 体 修 正 機	—	○	自動車を固定し、又は修正機を保持具により自動車を固定して車体の変形を修正できるもの。車枠矯正装置がある場合にはなくてもよい。
	6	板 金 用 油 圧 機 器	○	○	ポートパワー等
	7	板 金 定 磐	○	○	
	8	板 金 工 具 一 式	○	○	
E	1	ス コ ヤ	○	—	大型のもの
F	1	ボ ー ル 盤	○	—	卓上用のものでも可
	2	ポータブル・グラインダ	○	○	板金用のもの
	3	サ ン ダ	○	○	板金用及び塗装用各1
	4	ポ リ シ ャ	○	○	
G	1	塗 装 機 器	○	○	スプレーガン等
	2	塗 装 乾 燥 装 置	○	○	赤外線、ガス等の強制乾燥機 (250W×12 燈クラス以上)
H	1	ヘッド・ライト・テスト	○	○	
	2	ホイール・アライメント・テスト	○	—	可搬式にても可
	3	フレーム・センタリング・ゲージ	—	○	測定のため必要な自動車の保持具等を含む。車枠矯正装置がある場合にはなくてもよい。
	4	トラム・トラッキング・ゲージ	—	○	車枠矯正装置がある場合にはなくてもよい。

- (注) 1. ◎印は、機会の配置及び当該機器に係る作業を行うために十分な面積を有していなければならないことを示す。
2. ○印は、その事業場の作業を行うために十分な面積又は必要な数量及び機能を有していなければならないことを示す。